

コロナ渦における契約者様方への特約事項

- 第1条 (目的)
本特約はコロナ渦の中で当社光コラボサービス(以下光回線という)をお選びいただいた契約者様方(以下契約者という)の縁を重んじるものであり助け合いの精神を目的とする。
又、当社の定めるすべての規約に対して重複されると思われる事項に対しては本特約が第一の優先とされる。
- 第2条 (特約の対象者)
以下事項全てに該当するものを特約の対象者(以下対象者という)とする。
(1) 契約者であること
(2) 相応の理由があり支払いの出来なかった者又は出来ない者
(3) 支払日より換算し翌営業日3日以内に特約の適用意思を当社へ申告した者
- 第3条 (特約の内容)
対象者が光回線の支払いを行えなかった月の請求分を無償とする。
但し、特約期間中は事業者間変更番号を発行できない。
- 第4条 (特約対象外)
以下の事項は第三条の対象外とする。
(1) 通話料及び電報等のサービスに係る全てのもの
(2) ユニバーサルサービス料
(3) 電話リレーサービス料
(4) 上項に係る消費税
(5) 2ヶ月を超え滞納したのち特約の適用意思を当社へ申告した者
(6) 事業者間変更番号を発行した後に適用意思を当社へ申告した者
- 第5条 (特約の適用調査)
当社は必要に応じて対象者に必要書類を求める事がある。
- 第6条 (契約解除)
契約者が以下の事項に一つでも当てはまった場合には即座に光回線を解約する。
尚、解約までの期間中に事業者間変更番号は発行されない。
(1) 指定暴力団又はそれに準ずる者であることが発覚した場合
(2) 第二条に定める事項の一つでも偽って申告したことが発覚した場合
(3) 当社又は当社に勤める従業員に対し暴力・暴言等威力的な行動が見られた場合
- 第7条 (特約の使用上限及び特約期間の重複について)
契約者が特約を使えるのは1年間に2度までとする。
特約期間について、事務手続きの調整上、特約の適用意思を当社へ申告したときより開始とし、第四条に定めた特約対象外の費用を全て支払った日から換算し30日後を特

約期間満了日とする。
又、特約の使用上限に限り特約期間の重複を認める。

第8条 (特約対象外の支払方法)
第四条に定める事項の支払いについては振込清算のみとする。
又、支払期日については本来の当社が指定する支払日より換算し2ヶ月以内とする。

第9条 (定めなき事項事由による特約使用)
本特約に定めなき事項により特約を使用したい場合、支払日より換算し翌営業日3日以内に特約の適用意思及びその理由を当社へ申告した者のみ協議のうえ解決にあたるものとします。